

和泉市立北池田中学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この会は、和泉市立北池田中学校PTA（以下「この会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所を和泉市立北池田中学校（以下「本校」という。）内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、家庭と学校及び地域社会とが一層親密になって、生徒の教育について責任を分かち合い、全生徒の健全な育成と福祉の増進に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校家庭社会の教育的環境の改善
- (2) 会員相互の研修
- (3) その他必要と認められる事業

第3章 組織及び構成

(会員)

第5条 この会は、次の各号に掲げる者（以下「会員」という。）をもって組織し、平等の権利と義務を有する。

- (1) 本校に在籍する生徒の父母又は保護者（以下「保護者等」という。）
- (2) 本校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）

第4章 役員

(役職)

第6条 この会に次の役員を置く。

- 会 長：1名
- 副 会 長：若干名
- 書 記：若干名
- 会 計：2名以内
- 会計監査：2名以内

(役員を選任)

第7条 役員は、会員の中から選出するものとし、その選出方法については、第18条に定める実行委員会において別に定める。

2 前項の規定により役員が選出されたときは、第12条に定める総会において、その結果を報告し、承認を得なければならない。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(職務)

第9条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 書記は、この会の会議の書記を司る。
- 4 会計は、この会の会計を処理する。
- 5 会計監査は、この会の会計を監査する。

(顧問)

第10条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 前項の顧問は、第17条に定める役員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ、次条に定める会議において意見を述べるができる。

第5章 会議

(会議)

第11条 この会の会議は、総会、役員会、実行委員会、学年委員会及び専門委員会（以下「会議」という。）とする。

2 前項の総会、役員会及び実行委員会の議長は、会長とし、学年委員会及び専門委員会の議長は、各委員会の委員長とする。

(招集)

第12条 総会は、会員をもって組織し、年1回会長が招集する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

2 前項ただし書のほか会長は、会員の3分の1以上の要求があったときは、臨時に総会を招集しなければならない。

3 役員会、実行委員会は、会長が、学年委員会及び専門委員会は、各委員会の委員長が必要に応じ、招集する。

(議決事項)

第13条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 役員承認に関すること。
- (5) 規約の改正に関すること。
- (6) その他この会の目的を達成するため、特に必要と認める重要事項に関すること。

(総会の定足数等)

第14条 総会は、会員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、当該議事に関し、会員があらかじめ書面により意志表示した場合又は他の者を代理人として表決を委任した場合は、出席したものとみなす。

(議決)

第15条 この規約に特別の定めがある場合を除くほか、会議における議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。

(会長の専決処分)

第16条 総会が定足数に達しないとき、会長において会議を召集する暇がないと認めるとき、又は総会において議決すべき事項を議決しないときは、会長は、その議決すべき事項を処分することができる。

2 前項の規定による処置については、会長は、次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

第6章 役員会

(設置と構成)

第17条 この会の円滑な運営管理を行うため、役員会を置く。

2 前項の役員会は、役員並びに本校の校長及び教頭をもって組織する。

第7章 実行委員会

(設置と構成)

第18条 この会に第4条に定める事業を円滑に推進するため実行委員会を置く。

2 前項の実行委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 役員会における構成員
- (2) 第20条に定める学年委員会の委員長及び副委員長
- (3) 第24条に定める各専門委員会の委員長及び副委員長

(担当事務)

第19条 実行委員会は、次の各号に掲げる事務を担当する。

- (1) 総会に付すべき議案を審議すること。
- (2) 学年委員会及び各専門委員会において企画、立案された各事業を承認すること。
- (3) その他この会の目的を達成するための事業を執行すること。

第8章 学年委員会

(設置と構成)

第20条 この会に学年委員会を置く。

2 前項の学年委員会は、各学級より選出された保護者等（以下この章において「学級委員」という。）をもって組織する。

3 学級委員の定数及び選出方法については、実行委員会において別に定める。

(目的)

第21条 学年委員会は、実行委員会の承認を得て、生徒の学校及び家庭における情報交換及び提供並びに懇談会等を催し、各学年及び各学級間における保護者等相互の親睦を図ることを目的とする。

(任期等)

第22条 学級委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 学級委員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(学年委員長等の選任)

第23条 学年委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 前項の委員長及び副委員長は、各学年に1名ずつ置くものとし、学級委員の互選による。

3 委員長は、委員会を総括し、実行委員会に対し、委員会活動に関する企画、立案及び報告を行う。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第9章 専門委員会

(設置と構成及び目的)

第24条 この会に専門委員会を置く。

2 前項の専門委員会は、次の各号に掲げるとおりとし、実行委員会の承認を得て、この会の目的を達成するため、概ね次の事業を行う。

- (1) 保健体育委員会 健康増進及び体力向上等に関すること。
- (2) 環境整備委員会 学校及びその周辺における環境美化等に関すること。
- (3) 広報委員会 機関紙の編集及び発行等に関すること。
- (4) 生活・人権委員会 会員相互の交流等に関すること。
- (5) 進路委員会 生徒の進路（進学及び就職）等に関すること。
- (6) 文化委員会 会員相互の文化活動に関すること。

3 前項各号に掲げる専門委員会のほか実行委員会が必要と認めるときは、特別に専門委員会を設けることができる。

4 前2項の専門委員会は、各学級より選出された保護者等（以下この章において「専門委員」という。）をもって組織する。

5 専門委員の定数及び選出方法については、実行委員会において別に定める。

(任期等)

第25条 専門委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 専門委員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(専門委員長等の選任)

第26条 各専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 前項の委員長及び副委員長は、専門委員の互選による。

3 委員長は、委員会を総括し、実行委員会に対し、委員会活動に関する企画、立案及び報告を行う。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第10章 表彰及び慶弔

(表彰等)

第27条 この会の表彰及び慶弔に関する事項については、実行委員会において別に定める。

第11章 事務局

(設置及び構成等)

- 第28条 この会の庶務を司るため事務局を置く。
2 前項の事務局に事務局長及び事務局員を置く。
3 事務局長は、教頭をもって充てる。
4 局員は、各小学校区毎に1名及び会計に関する補佐として若干名を校長の推薦による教職員をもって充てる。

第12章 経理

(経費)

- 第29条 この会の経費は、会費、補助金、寄付金、事業収益金及びその他の収入により支弁する。
2 会長は、必要と認めるときは、総会の承認を得て、特別会計及び基金を設けることができる。

(会費の徴収等)

- 第30条 会費は、生徒及び教職員一人につき月額400円とする。ただし、実行委員会が特に必要と認めるときは、これを減免することができる。
2 既納の会費は、還付しない。ただし、実行委員会が特に必要と認めるときは、これを還付することができる。

(会計年度)

- 第31条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13章 規約の改正

(規約の改正)

- 第32条 この規約は、会員の過半数の議決を得て、改正することができる。

第14章 委任

(実行委員会への委任)

- 第33条 この規約に定めのない事項又は必要な事項は、実行委員会において定める。

附 則

この規約は、平成4年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年度総会の日から施行する。(会費の徴収方法及び会費の改正)

附 則

この規約は、平成7年度総会の日から施行する。(副会長の人数、総務役員の廃止、役員・委員の任期、給食委員会の名称改正)

附 則

この規約は、平成14年4月28日から施行する。(全部改正ただし、第30条については、平成14年4月1日に遡及して実施するものとする。)